

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号機設置変更（第3電源））【9】
2. 日 時：令和4年7月20日 11時30分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、忠内安全規制調整官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、谷口技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部設備計画グループ 課長 他9名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書のうち、アクセスルートに係る新規制基準への適合等について、令和4年7月19日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【敷地内土捨場について】

- 敷地南東側の土捨場周辺のアクセスルートについて、既許可及び既工認上の位置付けを改めて説明すること。また、土捨場に置いてある掘削残土が斜面崩壊した場合の当該アクセスルートへの影響を説明すること。
- 当該アクセスルートへの影響評価結果を踏まえ、既工認への影響がないことを説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし